

幸田町都市緑化推進事業補助制度

～あいち森と緑づくり事業～



趣旨

幸田町では、「あいち森と緑づくり税」を財源に愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく補助金交付を令和2年4月1日より実施しています。

この事業は、町民の皆様が行う民有地の緑化及び町民団体等が行う緑化活動の経費の一部に対し、補助金を交付するものです。緑豊かな潤いのあるまちにするため、あなたの家庭や職場に緑を増やしませんか。

補助対象事業

■緑の街並み推進事業

町内の民有地の建物又は敷地の緑化を進める事業で、必要な要件を満たすものが対象です。

要件	1. 緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事 2. 生垣の場合は、延長15メートル以上の緑化工事
対象経費	屋上・壁面・空地・駐車場の緑化工事費用のうち、植栽・植栽基盤・かん水施設及び生垣設置に係る工事費用です。ただし、植栽は、プランター等の土地や建物に定着しないものや植栽した固体の生育期間が2年を見込めないものを除きます。
交付額	対象経費の2分の1（上限500万円）で、次の条件の範囲内です。ただし、交付額が10万円未満（生垣設置は3万円未満）の場合は交付しません。 1. 屋上緑化・壁面緑化⇒緑化面積（平方メートル）×3万円 2. 空地緑地⇒緑化面積（平方メートル）×1万5千円 3. 駐車場緑化⇒緑化面積（平方メートル）×2万円 4. 生垣設置⇒生垣の延長（メートル）×5千円

■町民参加緑づくり事業

町民団体等が町内の公有地において、町民参加による樹林地整備、植栽、ピオトープ※づくり等の緑づくり活動又は体験学習を実施する事業で、必要な要件を満たすものが対象です。

※ピオトープ・・・草地や池など人がつくった虫などのすみかのことです。

要件	参加者が延べ50人以上に限りませす。
対象経費	工事費・役務費・委託料・報償額・旅費・使用料・需用費です。食糧費・交際費・接待費・団体運営費・その他町長が必要ないと認める経費を除きます。
交付額	上限300万円です。ただし、交付額が10万円未満の場合は交付しません。

（事業イメージ）



屋上緑化



壁面緑化



園庭芝生化

補助対象者

- ・補助対象事業を実施する方で町税を滞納していない方
- ・上記のほか、過去に本事業により補助金を受けた敷地等でないこと。（補助金の交付は、1敷地等につき1回限りです）

申請手続き等

- ・必ず、工事着手前に申請してください。（着手後の申請については受付いたしません）
- ・実績報告書は、事業完了後30日以内（年度末は3月15日まで）に提出してください。
- ・その他細かな要件等について、事前に都市計画課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 幸田町役場 建設部 都市計画課 Tel.0564-62-1111（内線221）